

令和5年3月1日

一般財団法人 岐阜県教職員互助会  
理事長 岩井 隆司 様

一般財団法人 岐阜県教職員互助会  
特別委員会委員長 三好 信一

## 特別委員会答申

この答申は、一般財団法人 岐阜県教職員互助会「現職互助事業規程第8章雑則第19条（事業の見直し）」、「退職互助事業規程第7章雑則第24条（事業の見直し）」及び「特別委員会設置要綱」に基づいて、理事長より諮問を受けて行うものである。

参照：「現職互助事業規程第19条」「退職互助事業規程第24条」→5年ごとに、収支の推移・金利情勢の変化、国の医療制度の変更、教職員の給与・退職手当の動向、定年後の雇用制度の動向等を踏まえ、医療費補助を含めた事業の在り方を特別委員会で検討する。（最初の検討は平成29年度、実施は平成31年度とする。）

理事長の諮問を受け、一般財団法人岐阜県教職員互助会特別委員会を令和4年7月24日に第1回を開催し、その後、計6回の審議を経て特別委員会設置要綱第2条3項により、理事長に答申し、理事会に諮るものである。

### 1 はじめに

平成29年度に続いて2回目となる今回の事業見直しは、めまぐるしく変化する社会情勢や国の制度改革への対応もさることながら、将来にわたって岐阜県教職員互助会が存続し続けることを最重要課題とした。特に、会員数の減少や資産運用での減益（受取会費、雑収益の減少）、国の制度改革による医療補助金事業費の増加による収支の赤字増大といった問題等は喫緊の課題である。

教員採用数の減少による現職会員の大幅な減少が十数年後に確実に訪れることが明白な状況の中で、移行率の低下により、退職会員数は令和2年度より減少に転じている。また、医療費自己負担割合や定年の引上げなどの国の制度改革は、本会の事業収支に多大な影響を与えると共に、会の存続にも影を落としている。さらに、超低金利時代による運用益の減少は資産減少の要因となり、収支の更なる悪化につながっている。この他に、経験したことのない新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後の財政収支の改善も不透明である。

今回の特別委員会では、教職員互助会の事業が会員にとって魅力あるものであり続け、特に、若い世代の積極的な加入と退職会員への移行を促進し、将来にわたって教職員互助会の組織力を維持することを最大の目的とすると同時に、事業全体の収支の改善を目指した。

その上で、教職員互助会創設時の基本理念である「明るい“あした”のために～みんなが助け合い～」ができる教職員のための福利厚生団体であり続けることを最大の命題とした。

## 2 会議

### (1) 委員

委員長 三好信一 副委員長 石原学

田中丈晴 廣瀬美晴 奥村秀雄 丹羽太 市川武雄 江崎勝則 佐藤元信

※市川委員は9月にご逝去、以降欠員。

(事務局担当 高橋清仁 伊藤祐子 藤吉美乃)

### (2) 経過

第1回特別委員会 令和4年 7月27日(水)

第2回特別委員会 令和4年 8月29日(月)

第3回特別委員会 令和4年 9月27日(火)

第4回特別委員会 令和4年10月25日(火)

第5回特別委員会 令和4年11月29日(火)

第6回特別委員会 令和5年 1月18日(水)

理事会報告 令和5年 3月15日(水)

## 3 答申内容

事業の見直しについて

(1) 退職互助事業 共済事業 医療補助金

(2) 退職互助事業 福利厚生事業 支部活動費

(3) 上記以外の現職互助事業及び退職互助事業

## 4 令和6年度より実施の事業見直し内容

※令和5年度は見直し内容の会員への周知期間とする。

### (1) 共済事業(給付)

医療補助金について

令和4年度10月実施の医療保険制度の改革によって、75歳以上の一定以上の所得のある者の医療費の窓口負担割合が1割から2割に変更になることによって、本会の負担は年間約7千万円増と試算された。また、退職会員への移行割合の大きな低下は事業の収支赤字の最大の要因になっている。

退職会員への移行者増加は事業収支の改善に多大なる効果があり、移行率を上げるために医療補助金給付事業を更に魅力あるものにする必要性が確認された。そして協議の結果、月毎の医療費窓口負担合計額からの控除を1,200円から800円に引き下げることとした。

### (2) 福利厚生事業(補助金)

支部活動の助成について

支部活動の助成として、退職会員等一人当たり50円を補助する。と同時に、各支部一律に150,000円を助成する。

各支部独自の研修旅行・懇親会等における支出は、支部活動費で計上せず参加者負担で賄う。

支部懇談会の会場費実費(一会場当たり1万円を限度)及び昼食代(一人当たり1,000円限度)の補助は、これまでどおりとする。

(3) 上記以外の見直し

退職互助事業 共済事業 給付について

①特別給付品

- ・退職会員等が事業年度2年間医療補助金の請求をしなかった場合の特別給付品を廃止する。
- ・米寿者への「長寿祝品」は、満100歳となる百寿の会員を対象とし、1万円相当の花等を贈る。

②「セカンドライフ祝金」

特別会員から退職会員に移行した会員への「セカンドライフ祝金」は「セカンドライフ祝品」とし、一人当たり5,000円相当の祝品を贈る。

5 その他

付帯事項

「5年ごとに、収支の推移及び金利情勢の変化、国の医療制度の変更、教職員の給与及び退職手当の動向、定年後の雇用制度の動向等を踏まえ、事業の在り方を特別委員会で検討する。」を踏まえ、事業の見直しが必要な場合は、次回5年後（令和9年度）開催予定の特別委員会を待たずに、理事長より諮問を受け、特別委員会を開催し、答申を行うものとする。

以上、令和6年度（令和6年4月1日施行）の事業見直しについて答申する。